

第 1 5 0 号議案

足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 2 5 年足立区条例第 1 0 号）は廃止する。

付 則

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 8 号。以下「整備法」という。）附則第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成 2 8 年 1 月 1 日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行日前に整備法第 1 9 条の規定による改正前の住民基本台帳法第 3 0 条の 4 4 第 3 項の規定により交付された住民基本台帳カードについては、なお従前の例による。

（提案理由）

住民基本台帳法の改正に伴い、足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。